平成２４年（フ）第１４６号
静岡県浜松市南区米津町964番地
破産者　平野　保行
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
静岡県富士宮市大岩869番地の５、前住所静岡県湖西市大知波1318番地の755
破産者　山田　　都
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
静岡県富士宮市大岩869番地の５、前住所静岡県湖西市大知波1318番地の755
破産者　山田　恵三
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
静岡県浜松市中区十軒町689番地の１　ニシハルコーポ101、前住所静岡県浜松市東区天龍川町1002番地
破産者　岡本千恵子
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
静岡県掛川市富部562番地の１　Ｓｕｒｐｌｕｓ長沢103志賀恵子方、住民票上の住所静岡県掛川市下垂木2140番地の30　Ａ棟
破産者　志賀　功一
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
愛知県豊川市平尾町神田97番地の10
破産者　戸田　博美
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４４２号
京都市左京区山端壱町田町８番地の49、開始決定時の住所京都市西京区御陵大枝山町１丁目15番地１
破産者　長谷川敏彦
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３７８号
奈良市西大寺国見町２丁目12番８号
破産者　永野　まや（旧姓岡本）
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１２９号
奈良県天理市田井庄町235番地１
破産者　國部　秀雄
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１３６号
広島市南区西本浦町18番13号
破産者　河原　賢二
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６２号
長崎県長崎市田上１丁目17番12号
破産者　北山　伸樹
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
長崎県長崎市館内町11番19号　山口アパート201号
破産者　山下　長信
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋174番地
破産者　西　　敏子
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第３０号
熊本県八代市横手町1499番地２
破産者　谷松　浩之
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第７１号
大分市緑が丘４丁目29番２号
破産者　佐藤　　宏
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４８号
大分市大字奥田822番地の３　首藤ビル302
破産者　小仲　英雄
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１３８号
茨城県古河市三和121番地１、前住所茨城県古河市本町１丁目２番１―2202号
破産者　金子雄一こと　金　　雄一
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２９６号
群馬県吾妻郡高山村大字中山4163番地
破産者　株式会社高山工業
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５１２号
埼玉県熊谷市星川２丁目４番地
破産者　株式会社岡田ミシン商会
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部